

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 津市屋内総合スポーツ施設設計業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の請負に関すること。

(2) 前号に付帯する業務に関すること。

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体(以下、「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成____年____月____日に成立し、業務の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地_____ 名称又は商号_____

所在地_____ 名称又は商号_____

所在地_____ 名称又は商号_____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（部分払金を含む。）の請求、受領及びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年

法律第 48 号) 第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(構成員の出資の割合)

第 8 条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合に変更はないものとする。

代表者	_____ (名称又は商号)	出資比率	%
構成員	_____ (名称又は商号)	出資比率	%
構成員	_____ (名称又は商号)	出資比率	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引を行うものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、業務のうち基本設計業務及び実施設計業務の完了の都度当該業務について決算を行うものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条第 1 項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損を生じた場合には、第 8 条第 1 項に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において、前項の規定により脱退した構成員がある場合においては、発注者の承諾を得て、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難な時は、残存構成員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して業務を完了するものとする。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条第 1 項に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項について及びこの協定書に関し疑義の生じた事項については、運営委員会において協議の上、決定するものとする。

_____(名称又は商号)_____, _____(名称又は商号)_____
及び _____(名称又は商号)_____とは、上記のとおり _____

共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自その1通を保有し、他の1通は津市長に提出するものとする。

平成 年 月 日

代表者 _____
(所在地)
_____ (名称又は商号)
_____ (代表者氏名) 印

_____ (所在地)
構成員 _____ (名称又は商号)
_____ (代表者氏名) 印

_____ (所在地)
構成員 _____ (名称又は商号)
_____ (代表者氏名) 印